

会議名称	平成25年度第2回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成25年7月31日(水) 14時01分から16時27分まで	
場所	杉並区役所 第4会議室 (中棟6階)	
出席者	委員	石川委員、井上委員、西山委員、濱田委員、光森委員、望月委員、山崎委員、横山委員、今井委員、奥山委員、河津委員、新城委員、原田委員、山本委員、北島委員、茶谷委員
	実施機関	安藤区民課長、内藤産業振興センター次長、村上就労支援担当課長、田村健康推進課長、松川国保年金課長、植田高齢者在宅支援課長、吉野みどり公園課長
	事務局	関谷情報・法務担当部長、片山情報システム課長、齊藤政策法務担当課長、本橋情報政策課長
傍聴者	0名	
配布資料	事前	・資料1 平成25年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・資料2 平成25年度第2回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項 ・資料3 杉並区情報公開・個人情報保護審議会について[制度概要・関係例規]
	当日	・委員名簿 ・会議次第

【会議内容】

- 平成25年度第1回会議録の確定
- 報告・諮問事項

番号	件名	審議結果
報告第7号	杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例第5条の規定に基づく報告	報告了承
報告第8号	平成24年度 杉並区情報公開制度実施状況報告	報告了承
報告第9号	平成24年度 杉並区個人情報保護制度実施状況報告	報告了承
報告第10号	平成24年度 中央電子計算組織処理状況報告	報告了承
報告第11号	平成24年度 小型電子計算組織利用報告	報告了承
報告第12号	産業団体、事業者等との連携・交流に関する業務の登録について(追加・変更)	報告了承
諮問第7号	事業者等名簿管理(小型)に記録する個人情報の項目について(追加・変更)	決定
報告第13号	就労支援に関する業務の登録について(追加・変更)	報告了承
諮問第8号	就労支援に関する業務の外部委託について(追加)	決定
報告第14号	健診(検診)・保健指導に関する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第9号	健診(検診)・保健指導に関する業務の外部委託について(新規)	決定
諮問第10号	健診(検診)等データ管理システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決定

(裏面に続く)

報告第 15 号	高齢者生活支援サービスに関する業務の登録について（追加）	報告了承
諮問第 11 号	高齢者生活支援サービスに関する業務の目的外利用について（新規）	決 定
報告第 16 号	「みどりを守る」に関する業務の登録について（追加）	報告了承
諮問第 12 号	「みどりを守る」に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 13 号	「みどりを守る」に関する業務の目的外利用について（新規）	決 定
諮問第 14 号	みどりの保全システム（小型）に記録する個人情報の項目について（追加）	決 定

<p>情報・法務担当部長</p>	<p>皆さん、大変お待たせしました。ただいまから平成 25 年度第 2 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開催します。本日の審議会は、任期満了に伴う委員改選後初めての会合となりますので、会長が選出されるまでの間、私が進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。では、お配りしております会議次第に基づいて進めさせていただきたいと思えます。</p> <p>次第の 2 に移らせていただきます。改めまして、本日は御多忙の中、また暑い中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。今期皆様に快く委員をお引き受けいただきまして厚く御礼申し上げます。委嘱状は既にテーブルの上に配布をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。なお、このたびの委嘱に当たり、区長の田中から御挨拶をさせていただく予定でしたが、急遽、どうしても外せない所用が入りまして、副区長の松沼から御挨拶をさせていただきたいと存じます。</p>
<p>副区長</p>	<p>副区長の松沼でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本当に、変な天気といいますが、特に先日の土曜日でしたでしょうか、各地の町会で盆踊りや、様々な地域のお祭がありました。雨に急に降られまして、主催者の方は御苦労されましたし、参加者の方も戸惑いがあったというふうにお聞きしております。そういう天気の中、お越しいただきましてありがとうございます。</p> <p>さて、区には様々な審議会がございます。杉並区情報公開・個人情報保護審議会は、四半世紀、25 年以上の歴史を持つ審議会となりました。審議会というのは、それぞれ役割が決めておりますが、当審議会については、個人情報の保護をしっかりと守っていく、ということが一番の主眼だと思っております。もちろん、区が行う政策的な、あるいは事業的なものについて、それぞれの立場で様々な御意見があるということは承知しておりますが、どのような政策・施策であっても、やはり個人情報保護はきちんとしていくというのが、この条例ができて以降 20 数年間の区の方針でございますし、そうした点でこの審議会を設けさせていただいているわけでございます。そういう中で、様々なお立場、様々なお考えがあろうかと思えますけれども、個人情報保護していくという視点、それから開かれた情報公開、情報管理という点から、皆様の様々な御意見、お知恵を頂戴させていただければ有り難いと思っております。</p> <p>ベテランの方もいらっしゃいますし、また新しく委員になられた方もいらっしゃる、そういう組合せでこの 26 年目になるのでしょうか、続いてきたというふうに感謝を申し上げる次第でございます。どうぞ、これからもよろしくお願いいたします。</p>
<p>情報・法務担当部長</p>	<p>ここで、今期の委員の皆様簡単に自己紹介をお願いしたいと存じます。なお、本日は猪鼻委員、柴田委員、長谷川委員、江藤委員から都合により欠席との御連絡を事前に頂戴しております。それでは、席上に配布しております委員名簿の順に御挨拶をお願いいたします。</p>

委員	各委員から自己紹介
情報・法務担当部長	どうもありがとうございました。続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきますと思います。改めまして、情報・法務担当部長の関谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局職員	事務局職員から自己紹介
情報・法務担当部長	どうぞよろしくお願いいたします。誠に申し訳ございませんが、副区長は公務があり、この後退席をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、次第４の会長の選出に移らせていただきます。杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例には、「会長は委員の互選により定める」と規定されておりますが、いかがいたしましょうか。
委員	私は、今自己紹介を伺ってしまして、茶谷委員を推薦したいと思います。茶谷委員は、学識経験者としてこの分野の御見識が非常に高いので、適任だと思います。茶谷委員、どうぞよろしくお願いいたします。
情報・法務担当部長	茶谷委員を会長にという御意見がございましたが、いかがでしょうか。
	(異議なし)
情報・法務担当部長	それでは茶谷委員、以降の進行をよろしくお願いいたします。
会長	せん越ですが、せっかくの御指名ですので、会長を務めさせていただきます。協力のほどお願い申し上げます。杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例によりますと、会長があらかじめ職務代理者を指名しておく、ということですので、私は北島委員を、指名させていただきますと思います。よろしくお願いいたします。 それでは、会議次第に基づき進めさせていただきます。委員改選後最初の審議会ですので、まず審議会の所掌事項について、事務局より説明してください。
審議会の所掌事項について	
情報政策課長	審議会の所掌事項について説明する。
会長	お聞きのとおり、区議会でお決めいただいた条例に載っている、審議会の所掌事項について御説明をいただきました。ここであらゆることを想定して、事務局に質問することはなかなか難しいと思います。ケース・バイ・ケースで、もしこういう場合はどうかということ、事務局や次回の審議会でお聞きいただいても結構です。また、今すぐここで御質問がありましたら、御遠慮なく御発言をいただいて結構です。ないようですね。それでは、次に進みたいと思います。 次は会議録についてです。前回の会議録は資料１ですが、実に変則です。半分の委員の方がいらっしやらないところで、前回の会議録を決めるというのは、ちょっと筋が通らないでしょうが、これは審議会の運営上、第１回目はどうしてもやむを得ない。そういうことで御了解を頂きまして、継続して御負担を頂いている方を中心に、この点についてはいかがでしょうか。事前にお送りして御覧いただいたと思いますが、特に大きな間違いがなければ。

委員	中身そのものについてではないのですが、以前も発言しましたが、名前は名字だけではなく、フルネームで記入していただきたい。今回、会長が代わりましたので、是非、前向きに検討していただきたい。というのは、議員の中にも同じ名字の方がいらっしゃいます。職員の方にも一般的な名字でなくても、同じ名字の方が何人かいらっしゃいます。そういった意味でも、フルネームで書くことが重要であると考えております。お願いします。
会長	先ほど副区長が、当審議会は伝統のある運営をされてこられた、ということでしたが会議録を見ますと、「委員」となっています。事務局からこれについて経緯も含めてお話をください。
情報政策課長	この会議録の中に「委員」という表記をして、名前を特定していないのは、委員の方々の自由闊達な意見を頂くために、特に委員の方を特定しないことになっております。また審議会の外で責任を問われないという配慮もあり、「委員」という形にしております。
委員	すみません。少し言葉足らずでした。中身もさることながら、表紙のところです。出席委員や実施機関の課長の名前が名字だけになっているので、ここをお願いしたいと思います。
会長	会議録の表紙の出席者の欄を、フルネームで書く。これはどうですか。
情報政策課長	まず、実施機関と事務局については、確かに名字だけだと、同じ名字の方が2人いるということもあり得ないことではないですが、職名が記載されており特定されますので、名字だけで支障はないと判断しております。委員についても、当初の資料に名簿等を付けておりますので、名字で特定されるものと考えております。
会長	その場合、委員に同姓の方がいらしたときには、どういうふうにされるのですか。
情報政策課長	例えば、同姓の方がいらっしゃった場合には、お名前の1字を書き加えるとか、見分けが付く形にはしたいと思います。
会長	分かるようにしてあるということですね。
情報政策課長	はい。
会長	事務局はそういう見解ですが、そういうことでいかがですか。
委員	全く不服です。公文書として残るものですから、後に検証するときに、どの人か分からないというものは、公文書に値しないと思います。ここで言っても答弁は変わらないでしょうが、また折に触れて言っておきたいと思えます。今日はこれで結構です。
会長	会議録の内容についてはいかがでしょうか。異議がなければ、確定させていただきます。
	(異議なし)
会長	ありがとうございました。異議はないようですので、確定させていただきます。次に「報告・諮問」に入ります。副区長も言うておりましたし、条例の説明のところでも言うておりましたが、どうしても熱意の余り、この事業

	<p>は効果がないからやめるべきである、という御意見が出る場合があるのです。お気持ちは分かるのですが、区長はそういうことを聞いていないのです。これは副区長が言うておりましたし、今、情報政策課長も言うておりましたが、個人情報はこの事業で扱うことについて、適正であるかどうかについて意見を聞いているわけです。その意味で、個人情報の取扱いが誠に不適切で、プライバシーの侵害が起きる可能性がある事業であるという場合には、停止を求めるのは当然だと思います。それ以外は、効果がないから駄目だというのは、これは他の委員会等で権限があれば御発言いただくことにして、その点については、ひとつ抑えていただきまして、むしろ個人情報の取扱いについて、どうかということ御発言をいただけたらと思います。</p> <p>また、議事録を作っているときに非常に困るのは、事務局と委員の方々がお熱意の余りキャッチボールを始めてしまうのです。「こうだろう」と言って、「いや、そうです」、「いや、そうじゃないのではないか」と同時発言と同時にキャッチボールをされると、会議録を作成する時に非常に困るのです。ですから、大変申し訳ございませんが御発言については、会長が指名させていただき、区切りを明確にした上で御発言を十分にさせていただく。こういう運用でやらせていただきます。特に同時発言というのは、どちらも取れないことになって発言がないことになりますので、御協力を頂きたいと思います。</p> <p>それから意見については、今申しましたように、個人情報の取扱いについて極端に言えば、「これでいい」、それから「条件を付けてこれはやっていい」、「これはもう駄目だ」と3つに分かれると思います。この事業を知るには、単にここに書いてあることだけでは分からないし、事務局側の説明だけでも分かりません。これは質問しないと分かりませんし、あるいは東京都の方針はどうだとか、国はどういうふうを考えているのか。場合によっては、国際的な動きはどうなっているのか、そのときの考え方はどうなのだろうか。もともと「個人情報保護」は国際的な考え方から来ていますので、そういう御質問も出ると思うのです。世界の動静、我が国の動静、この事業の裏にある考え方は自由に質問していただき、その事業の本質が分かったところで、御質問は打ち切らせていただきます。そして、この諮問について賛成か反対かの御意見を頂戴させていただきます。会長の都合で誠に申し訳ありませんが、能力の限界を超える可能性がありますので、質問は質問、意見は意見ときちんと分けて御発言を頂きたいと思います。それでは、報告・諮問事項について、事務局から説明をお願いします。</p>
情報・法務担当部長	諮問文を読み上げ会長に渡す。
	(諮問文手交)
会長	今、諮問文をいただきました。それでは事務局から説明をお願いします。
報告第7号、報告第8号、報告第9号、報告第10号、報告第11号	
区民課長	報告第7号について説明する。
情報政策課長	報告第8号、報告第9号について説明する。

情報システム課長	報告第 10 号、報告第 11 号について説明する。
会長	報告第 11 号まで終わったということでもいいですか。
情報システム課長	はい。
会長	大変ボリュームがありますが、議事進行の都合で、報告第 7 号から報告第 11 号まで御審議いただこうと思います。先ほどお願いしましたように、まず御質問のみ頂戴いたしたいと存じますので、どうぞよろしくお願いします。
委員	報告第 7 号についてです。住民基本台帳ネットワークシステムについては、個人のプライバシーの侵害ということはかなり大きな問題となり、訴訟も起こっています。今回、示された数字の中で、「付記転入」、「付記転出」について、数年間の大雑把な件数の推移を教えてください。多くなった、減ったなど、その程度で結構です。
区民課長	付記転入の件数ですが、前年は第 7 号について転入は 46 件、転出は 16 件、その前も同じくらいの数字で推移しています。
委員	はい、分かりました。先ほど御説明がありましたが、転入した自治体でも、住基カードを引き続き使えるようになりました。そうしますと、自治体によって、カードの使い方が違います。目的外利用のディテール、図書館や遊園地などいろいろありますが、そういった情報が杉並区に転入した方のカードに入っていた場合、本来収集していないデータを杉並区は収集したかのようなになる。若しくは、覗くことができるようになるかと思うのですが、それはどうなっているのでしょうか。
区民課長	住基カードの、継続利用の場合についてのお尋ねでした。杉並区に来た人が、それまで独自利用の情報が入っていたカードを持っているとしても、杉並区ではその IC チップ内の情報については、見ることはできません。一切それに触れることはないということです。
委員	はい、分かりました。では、報告第 8 号です。情報公開請求をした結果の御報告を頂いております。これらに対して、不服申立てがあったのではないかと思います。その件数について、またその不服申立ての中で、審査会に進んだもの、若しくは訴訟に発展したようなものがあるのであれば、それについてもお示し願いたいと思います。
情報政策課長	今回、お示しした件数の中で異議申立てが出されたものは、3 件です。そのうち、審査会において審議中のものが 1 件、却下をされたものが 1 件、それから審議準備中のものが 1 件となっています。
委員	この報告の中に、そういったことについても載せるべきであると思いますが、当局としてはその必要性は感じていないのでしょうか。若しくは、今後何か予定があればお示し願いたい。
情報政策課長	杉並区情報公開条例第 23 条、杉並区個人情報保護条例第 28 条に基づいて、運用状況を公表することが義務付けられています。例年 7 月に、「広報すぎなみ」で請求内容別の件数や、可否決定区分別の件数を公表しております。審議会での報告というのは、委員の皆さんにその内容について、具体的に出さ

	<p>れた情報公開の内容などをお示ししているものです。可否決定までの経過、運用状況について御説明している資料です。「異議申立て」については、審査会の事項でして、今のところ、この表のどれについて異議申立てが出されたか、というような記載をする予定はありません。</p>
委員	<p>大変、お役人らしい御答弁だったと思います。確かに、条例が求めているのはそこまでです。しかし、条例に基づいて請求をしたが情報が出なかったという、そこが非常に重要で、そこをきちんとフォローしていくことこそが個人情報の扱いをどうしているか、また、条例がきちんと施行されているかといったことを示す1つの例になると思います。異議申立て件数を載せることは禁止されていませんよね。それでしたら、そのことを例えば欄外でもいいので示していただくと、私は委員として、どのような運用状況になっているのかを知ることができます。是非、そういった情報は示していただきたいと考えます。再度、答弁を求めます。</p>
情報政策課長	<p>異議申立ての件数が何件かというお問合せについては、御質問があれば、お答えするつもりであります。「公開」、「非公開」については、こちらの表で明らかになっていると思います。それを不服として異議申立てをされたものについて明らかにしてほしい、ということですが、表の中に加えるところまでは、現在のところ考えておりません。</p>
委員	<p>どの請求が異議申立てになった、ということではなく、件数でも結構ですし、お尋ねすれば答えていただけるのですから、載せることにやぶさかでない、とお答えしていただきたかったと思います。翌年度については是非善処していただきたいと思います。</p> <p>では、次の質問にいつてよろしいでしょうか。報告第8号についてです。</p>
会長	<p>はい。何番ですか。</p>
委員	<p>報告第8号です。「請求内容」に、「監査委員会の会議録等」というものがあります。行政委員会の会議録は情報公開請求をしなければ、入手することができない、というのが杉並区の現状であるようです。今回、監査委員事務局が説明員として出席しないことが分かっておりましたので、事前に聞いておきました。監査委員会会議録を情報公開請求という方法ではなく、情報提供していただくことはできますかと聞きましたら、それはできません。情報公開請求をしてください、ということでした。そこで、お尋ねいたしますが、同じく行政委員会である教育委員会の、会議録は杉並区においてはどのような形で提供されているのですか。</p>
情報政策課長	<p>先ほど、審議会の所掌事項等でも説明しておりますが、教育委員会にしても、監査委員事務局にしても、情報公開係で補助執行はしていますが、実施機関は別です。例えば監査委員会の会議録についても、その背景や会議録の中の要素みたいなものに、それぞれ違いがあるので最終的には実施機関の判断になると考えております。</p>
情報・法務担当部長	<p>補足させていただきます。教育委員会は、教育行政の民主的な運営という</p>

	<p>ことで、会議自体が基本的に公開になっています。監査委員も会議録については一定の考え方を、整理をして、取扱いを決めていると思います。これは私どものほうもそうした話は、監査とはやり取りをしていきたいと考えています。</p>
委員	<p>そうしますと、実施機関それぞれが判断するのであって、杉並区としては例えば全体を統括するような方針を、定めているのではないということでしょうか。</p>
情報・法務担当部長	<p>区長部局は、一定の整理をして取扱いをしています。教育委員会と監査委員との違いも申し上げましたが、行政委員会、実施機関、それぞれ異なる性格付けがあります。その歴史的な経過あるいは審議する内容、取扱う事務の範囲、そうしたものをそれぞれを判断した上で、請求に基づいて公開にするのか、情報提供の範囲でやっていくのかというのは、考え方があるかと思えます。ただできる限り、その判断をせずにお出しできるものは、そういう不便をかけずにお出ししていくのがいいということは、承知しております。そうした趣旨を踏まえて、今回御意見も頂きましたので、監査の方と確認していきたいと思っています。</p>
委員	<p>今の答弁にはまだ不服ですが、「監査と相談して」というお答えは頂きましたので、ここで終わりにします。</p>
会長	<p>よろしいですか。</p>
委員	<p>はい。</p>
委員	<p>私からは2ページの、住民基本台帳ネットワークシステムにおける、障害発生についてうかがいます。3月26日から4月3日まで、全国で本人確認情報の交信などが行えなかったということで、割と軽くはない事故だったのかと思うのです。影響を与えた件数は6件ということですが、この6件は全国で6件なのか、杉並区で6件なのか。3月26日から4月3日まではかなり長い期間です。転出入なども多く、大変な時期だったと思います。杉並区の窓口の様子なども詳しく教えていただけたらと思います。</p>
区民課長	<p>住基ネットワークシステムの障害発生について、ここは参考ということですが。3月25日に不具合が発生しました。これはサーバーを交換した自治体はその修正プログラムを入れたのですが、それに不具合が生じて、特定の文字が文字化けしてしまうという障害が出ました。杉並の場合、サーバー交換はまだしていませんでしたので、杉並の住基システム、サーバーについては障害は出てなかったのですが、他自治体でそういう障害が出ました。その影響を受けまして、障害が出ている自治体で、文字化けしてしまい、ものが出ないという状況がありました。その間、杉並区の影響は、出せなかったものは6件となりました。全国ですと、かなりの数があると思うのですが、ちょっとそこは今把握していませんが、杉並では6件です。</p>
委員	<p>原因としては、人為的なミスになるのですか。それとも、システム上の問題だったのですか。</p>

区民課長	これはシステム上のエラー、ということです。ですので、人為的というか、そのシステムに不具合があったということで、一部文字化けが発生してしまったということです。
委員	住民基本台帳ネットワークというものは、極めて重要な個人情報在全国で一覧化してしまうという、すごく重たいシステムです。導入の際には、共産党としては反対もしたりしましたが、これにシステム的な文字化けやそういうのが起きてしまうというのは、私は不安を感じます。地方自治情報センター、LASDEC に対しては、もう少し気合を入れろ、ではありませんが、きちんとやれという、自治体からの声は届けられないものでしょうか。
区民課長	実際に被害があった自治体は、LASDEC とシステムのプログラムを修正した会社に対して、責任を持ってやるようにと強く抗議をしていると聞いています。杉並の場合、あまり影響はありませんが、やはり住基システムの安定稼働ということでは、地方自治情報センターについては、きちんとやってほしいと思っています。
会長	ほかに御質問はございませんか。
委員	報告第 9 号についてです。個人情報の電算処理や業務の登録、外部委託も含めまして、どんどん拡大をしているという現状です。2012 年の登録件数が 48 件ということですが、個人情報については、本人同意が前提になるということですが、こういう情報がどんどん行政によって、電算化されていくという状況について、区民への周知はどうなっているのでしょうか。私たちはこういう審議会に関わって、それぞれの情報はこの程度ということは知ることができますが、個々の住民にとってはどのようなお知らせというか、知る機会があるのでしょうか。
情報政策課長	先ほど、説明の中でいたしましたように、条例に基づいて公表をするということになっております。細部のシステムが何システムがあって、どんなシステムかということまでは公表しておりません。ただ、業務登録、外部委託、目的外利用の件数については、7 月の「広報すぎなみ」で区民の皆様にはお知らせしています。
委員	住民には一定の周知がされているということですが、このページは自己情報のコントロール権に関わる問題です。自己情報開示請求に関しては、どの程度の不服申立てがあるのでしょうか。それを確認したかったのです。
情報政策課長	平成 24 年度は、自己情報については 0 件です。
会長	今に関連して、非常に重要な御質問ですが、やはり個人情報保護は、自分の情報はどういう形で入っているかを、区に請求する権利は条例で作られております。それに対して個々の業務について質問があれば、お答えできる体制になっていると思うのです。その点は大丈夫でしょうね。
情報政策課長	はい、大丈夫です。
会長	そうですね。はい、ではどうぞ。
委員	確か先週、庁内でパソコンの不具合が出て、全体的に使えなかったという

	問題が発生しましたが、全庁的な問題でしたのでこれが今日の議題にも非常に深く関わる問題だと思い、気に留めていたのです。あれはどういう状況だったのでしょうか。
情報システム課長	7月17日午前10時22分に中央電子計算組織がダウンをいたしました。ダウンをいたしましたので、住民記録、税、国保等の中央電子計算組織によるオンライン業務は全てストップしました。原因ですが、中央電子計算組織の設置をしていますマシン室の消防設備点検を年に1回しています。その消防設備点検における二酸化炭素噴出点検作業の際に、受託業者が手順を間違えて、点検をしたために、噴出テストをすると同時に、システムがダウンをいたしました。復旧は午後0時半です。その間約2時間にわたりまして、区民の方に大変御迷惑をおかけしました。自動交付機は、この間も稼働しましたので、自動交付機からの住民票の発行はできましたが、窓口での住民票の発行等はできなく、郵送や再度お越しいただく等の対応をいたしました。今回の事故を踏まえて情報システム課として、システムに影響がありそうな点検等業務は休日等システムが休止しているときに行うなど、業務の実施時期について見直しを行います。また、今回の原因が受託業者の手順のミスということですので、受託業者には点検業務は必ず複数でチェックをしてもらうとともに、情報システム課としても重要なポイントごとに確認をしていくという形を取りまして、こういう事故が再び起きないように取り組んでまいります。
委員	当初、不正アクセスや様々のことが懸念され、かなり気になっていましたが、理解いたしました。以上です。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	5ページから6ページですが、先ほど審議会委員は守秘義務があるという話もありました。それなのに、資料中に「 」というのがあるというのは、報告書としてまずいのではないかと思います。例えば、「 が課税課区民税係と電話でやり取した。」「 」のはというのは、昔の戦争中の黒いもので消したような感じがするのです。報告書としては問題があるのではないかと思います。区の見解を聞きたいです。
情報政策課長	これはここに実際のお名前を入れてしまいますと、個人が特定されてしまいますので「 」という形にさせていただきます。表現の仕方については、今後検討させていただきたいと思います。
会長	ほかに御質問はありますか。ないようですので、打ち切りとさせていただきます。御意見はありますか。なければ本報告は了承ということにさせていただきます。
	(異議なし)
会長	ありがとうございました。時間が押してきましたので、スピーディーにお願いします。 次に報告第12号、諮問第7号、報告第13号、諮問第8号について説明をお願いします。

報告第 12 号、諮問第 7 号 報告第 13 号、諮問第 8 号	
情報政策課長	報告第 12 号、諮問第 7 号について説明する。 報告第 13 号、諮問第 8 号について説明する。
会長	先ほどの報告で、質問と意見をきれいに分けていただいております。このような流れで進めさせていただきたいと思っております。それでは報告第 12 号、報告第 13 号、それから諮問第 7 号、諮問第 8 号を一括して進めたいと思っております。まず御質問を頂戴したいと存じます。ございましたら挙手をお願いします。
委員	諮問第 8 号についてお伺いします。27 ページの「個人情報の記録の内容」に「電話番号」、「メールアドレス」とあります。この電話番号というのは携帯番号も含むのか、それとも固定電話のみに限るのか。また、メールアドレスは携帯電話メールアドレスも含むのか、パソコンメールアドレスに限るのか。その点を教えてください。
就労支援担当課長	電話番号は、固定電話と携帯電話、両方を含みます。メールアドレスについても、携帯電話のアドレスとパソコンのアドレス、両方を含みます。
委員	そうしますと、これからはずっとそうなるのか。また、ほかの業務についてもそのような統一した理解でよろしいのか、確認させてください。
情報政策課長	携帯電話、スマートフォンも含めてですが、広く普及していますので、電話番号、メールアドレスについて、固定と携帯、両方を含むというように、取り扱っていきたいと考えています。
会長	今後区別して表記する、という意味ですか。
情報政策課長	いいえ、この中に両方含めるということです。
委員	分かりました。では次に、「性別」です。この項目について、まず性別が必要であるということの根拠と、もし性別を外したとすると、どのような支障があるのかについて、教えてください。
就労支援担当課長	性別の必要性ですが、ただいま御説明しました、いわゆる中間的就労事業の場合、訓練生を送り込む際に受入事業所に対して事前に、「氏名」、「住所」、「性別」、「生年月日」は当然、通知することが必要ですので、「性別」は従前どおり、この個人情報登録票どおり、個人情報として把握していきたいと考えています。
委員	就労の分野については、釈迦に説法になりますが、御存知のとおり男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）の第 5 条に規定があります。ちょっと読み上げましょう。「性別を理由とする差別の禁止。事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず、均等な機会を与えなければならない」となっています。もう 20 年以上たつ法律ですが、つまり性別を元にして採用してはいけないというのが日本の法体系になっているわけです。ですから、本来であれば性別は収集しなくてもよいと考えられます。

	<p>つまり従前そのように、男性ですか、女性ですかという要請があったということは、私も理解していますし、今現在でも雇う側にとって関心事であるということは知っていますが、法律ではこのように決められていて、男女の別なくというようになってきているわけですから、むしろ区はそこを率先して、「このように法律が変わってきているのですよ」とだんだん説明することで、世の中を誘導していくということも必要だと思います。今の御答弁を伺っていると、事業主からの要請がある、そして従前からやっている、そして条例になっているという、そういうことに聞こえますが、何かもっと意欲的な答弁はないのでしょうか。</p>
就労支援担当課長	<p>男女雇用機会均等法によりますと、確かに委員がおっしゃるように、男女別で採用・雇用してはならないとなっています。ただ、現実的な話として、やはり男性向け、女性向けの仕事は、現実としてあるのも事実です。</p> <p>我々、就労を支援する立場としては、就労支援をより現実性があり、効率性があるものにするためには、相談者の性別を把握しておくことは、必要であると考えています。</p>
委員	<p>非常に消極的な答弁であると思います。今日は年齢のことは言いませんが、年齢については雇用対策法のほうになりますね。やはり年齢で区切ってはいけないと。</p> <p>聞くところによりますと、例えばアメリカ合衆国などでは、面接のときに年齢を聞いてはならないそうです。そういう意味では、既に国がガイドラインを出して、例えば年齢などについても、そういう書き方ではなくて、どのような業務かということを示して、年齢で一律に切らない。性別についても、今の御答弁の中で、「男性向け」、「女性向け」という言葉がありましたが、女性だってガンガン声が大きい人もいれば、たおやかな方もいらっしゃる。それを単に、一律に性別では切らないというのが、立法精神なわけですから、そこを区が切り開いていくという考えはないのでしょうか。</p>
就労支援担当課長	<p>法の趣旨は、我々も十分理解しているところです。しかし、現実の就労支援となりますと、職に困っている人が目の前にいる限り、できるだけより確実に、より効率的に就労支援をしていく、という上では、男女の性別を把握するという事は繰り返しになりますが、必要なことだと考えています。</p>
委員	<p>報道によりますと、厚生労働省が精神障害者の手帳において、性別の記載を削除しようという判断を示したと、世界でも非常に珍しいと聞きまして、日本の厚労省もやるものだと思いましたが、是非杉並区もそのような形で、人々の考え方を変えていく、それをリードしていくという形でやっていただきたいと思います。</p>
会長	<p>今のは御意見だから、後で言っていただかなければいけないですね。</p>
委員	<p>失礼しました。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますか。</p>
委員	<p>同じく 27 ページの「個人情報の記録の内容」に「心身の情報」というもの</p>

	を集めるとなっていますが、これについて、医療情報なのか、それともきちんとした心理士が判断したケースワーク記録なのか、その辺が少し曖昧だと思ったので、お聞きしたいのですが。
就労支援担当課長	この「心身の状況」の内容ですが、臨床心理士による心理相談の結果もこの情報の中に入っていますし、もう1点、本人からの申立てで、「少うつ状態で病院にかかっている」などの情報もこの記録の中に入っています。
委員	本人の申立てということですが、例えばうつだといったときに、では、病院で診断書を取ってきてくださいとか、そういう要請も含めてあるのでしょうか。
就労支援担当課長	そういう場合は、臨床心理士による心と仕事の相談、心理相談なのですが、それを受けていただきまして、臨床心理士から「受診したほうがいい」とか、「保健センターに行って相談したほうがいい」とか、そういう指導などを行うことになっています。
委員	情報の集め方にもよるかと思うのですが、専門家が「この人は精神的に」と判断して、その情報を固定してしまうのはどうかとも思うのです。その辺を慎重にやっているのかどうか、お聞きしたいのですが。
就労支援担当課長	必ずしも1人の臨床心理士の判断によって固定するのではなく、臨床心理士は医師という立場にはありませんので、更に医師の判断が必要な場合は、医療機関を紹介したり、おすすめてしているところです。
委員	医療の専門家の判断があつてのことだと思うので、その辺は了解しました。ありがとうございました。
委員	今の質問に関連しますが、この情報というのは、形態としては文書と電算の両方ということでもいいのですか。そうすると、同じ情報が文書と電算の両方で保存されるという理解でいいですか。
就労支援担当課長	この情報は主に、面接記録票の内容になります。事業者はカウンセリングの記録をパソコンに保存しています。それをコピーしたものが、産業振興センターに回ってくるという状況で、文書と電算の両方の形になっています。
委員	先ほどの「心身の状況」の部分ですが、臨床心理士、専門家が判断した情報と、例えばいつ頃からうつっぽいですというような本人からの情報とは、少し質が違いますよね。専門家の判断と、もう1つは本人の主観的な気持ちみたいなものもあって、例えば本人からの申立てというのが病院に行くことで改善されたりするとそこはまた追加、訂正されるのですか。要するに、記録として残るものなのかどうか。つまり、例えば、「うつっぽい」という言葉が記録として残る本人は、その後中間的就労、ボランティアなどに行かれたりするときにもこの情報がずっとつながっていくわけですよね。改善した場合は、上に被せていく記録になるのでしょうか。
就労支援担当課長	面接記録票は、例えば10回面接にいらっしゃった方は、1回から10回分まで、それぞれ残ります。ですから上から被るのではなくて、それぞれの回がそのまま残るということです。

	<p>キャリアカウンセリング、就労支援をする場合、一貫した流れでカウンセリングをしていかないと、なかなか有効な就労支援につながりませんので、全部残していくということになっています。</p>
委員	<p>諮問第 8 号について、今回、就労阻害要因を抱えている人たちへの就労支援は、「相談」ではなくて「支援」ということで、今、生活保護関連法の制定過程で、私としては願わくば、関連してほしいという思いもありますが、伴走型のジョブコーチみたいな形で支援を行うこの事業の場合、就労すればその人の相談や支援は終わりになると思いますが、1 人当たりの期間と言いますか、確かに阻害ということの要因があるわけですから、その 1 人の人に対してどの程度の期間を想定されているのでしょうか。</p>
就労支援担当課長	<p>最初の相談から就職するまで、どのぐらいの期間かという御質問だと思いますが、これは個人によって大きな差があります。昨年 12 月 3 日にオープンして以来、8 か月経過しますが、20 数回相談に来て、まだ就職の一步を踏み出せない方もいらっしゃいますし、2、3 回のカウンセリングで就職できた人もいます。まさしくどのような就労阻害要因を抱えているかということによるかと思います。</p> <p>我々はまだ始めたばかりですが、先駆的と言われる足立区の話をお聞きすると、就労阻害要因を抱えている人が就職できるまでは、平均で 1 年半ぐらいというのが、統計上の時間だという話を聞いていますので、我々もそれぐらいのスパンを見ていかなければいけないのかなとは考えています。</p>
委員	<p>分かりました。確かにそういう方々が対象ですから、私の感覚としては 1 年半でもある意味では早いほうなのかもしれないと思います。生活保護の場合には、記録はずっと残されて、だいが遡って見ることもできます。就職してもまた離職して戻ってくることも、ケースとしてはありますので、この情報をどの程度保存しておく予定なのか教えてください。</p>
就労支援担当課長	<p>支援は就職したら終わりということではなくて、就職してからも概ね 3 か月から半年ぐらい、定着できるように支援は行っています。その定着支援がある程度終了してから、概ね 5 年ぐらいは、記録は取っておきたいと考えています。</p>
委員	<p>報告第 13 号に関してですが、先日、区民の方から御相談があり、一緒に就労支援センターに相談に行きました。この方は高校卒業後、一度も働いたことがなく、就職というよりも、まずは準備段階ということで御相談に伺いました。明らかに就職するに当たり阻害要因をお持ちであると感じられる方で、生活保護受給者であり、高校を卒業してから 6 年ぐらいたっているのですが、この間、就職しなければいけないけれども、自分からどうしていいのかわからなくて、動けなかったということなのです。</p> <p>伴走型の支援をしていくということに当たって、生活保護の担当である福祉事務所との連携についてお聞きします。引きこもりで、若くて、仕事をされていない方がいるという情報が、就労支援センターに入るようになっていのでしょうか。また、こういう情報が入ったときに、誰が伴走することに</p>

	<p>なっているのでしょうか。</p>
就労支援担当課長	<p>福祉事務所から、そういう方がいらっしゃるという情報が就労支援センターに来るといシステムにはなっていません。生活保護受給者の方の、就労支援センターの利用については、オープン前から福祉事務所と何回も打ち合わせをしまして、基本的には福祉事務所でも就労支援を、ハローワークと一緒にやっていきますし、就労支援センターでもやっているということで、現実には両輪のように動いています。福祉事務所の就労支援を選択するか、就労支援センターの就労支援を選択するかは、受給者御本人の意思にお任せしようということで、福祉事務所との調整はついています。</p> <p>2 番目の伴走型のお話ですが、就労支援センターでの伴走型は誰がやるのかというお話ですが、まずは最初にお会いしたキャリアカウンセラーが担当を替えることなく、その方が自立できるまで、1 対 1 でカウンセリングを続けるということ、やっていきたいと考えています。</p>
委員	<p>一緒に、キャリアカウンセラーの方に御相談させていただいたのですが、やはり言葉でなかなかコミュニケーションがとれない、会話ができないということ、自分でも理解はしているのですが、今までそれを障害と思ったことがあるとか、病院を受診したことがあるかということも、なかなか自分からおっしゃらない方でした。</p> <p>そして、保健所に行ったほうがいいのか、ということで紹介いただいて保健所に行くことにしたのですが、保健所に 1 人で行けないという場合もあるわけです。そういう方に寄り添って進めていく、ということに当たっては、伴走型というのがどこまで伴走していただけるのかということが、すごく大きな問題ではないかと思っています。私がやる役割というものを、誰がしていただけるのかなというところでブツリと途切れて、保健所に行ってみてはどうですかと言われて、御自身では行けない場合、そこで途絶えてしまうという可能性もあるのではないかと思います。</p> <p>また、中間的就労の場の開拓を、平成 26 年度は区が行っていくということですが、まず就労する前のボランティア活動の場も、特に御紹介いただけたという認識はなかったものですから、始まってまだ間もないのですが、開拓がどれくらいできているのか、どういった所があるのかというのを、お聞かせいただけますか。</p>
就労支援担当課長	<p>伴走型の件ですが、スタッフの数に限りがありますので、現実どこまでできるか。委員が御指摘の点は、今後の検討課題にさせていただければと思います。</p> <p>それから中間的就労の話ですが、中間的就労は区内企業二千数百社にアンケート調査をしまして、そのうち 52 事業所から協力の意思が示されました。そして 7 月頃から 1 軒ずつ回り、現時点では 17 事業所で、協力したいという確約を得ています。山崎製パンや、浴風園という大きい法人から数人の中小企業まで、受入体制は現時点で十分整ってまして、順調にいけば 11 月の初めぐらいから、訓練生を送り込めるのではないかと考えているところです。</p>

委員	質問の趣旨が事業内容に偏ってしまったかと思しますので、すみません。ありがとうございました。
会長	事業の内容を聞いていただいて、結構ですよ。個人情報の取得に影響がある場合は、御遠慮なく聞いていただいて結構ですが、よろしいですか。
委員	ありがとうございました。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	今日初めて出席しましたが、2つお願いがあります。まず、いろいろとお話を聞いていまして、今日は2時から4時までというお話だったと思うのですが、やはり皆さん、時計を見ながら議事に協力してもらいたいと思っています。それでないと、終わる時間もだらだらして、しょうがないと思います。それから、今聞いていましたら、個人的な質問がどうも見受けられるような気がします。これについては個人的なこととして、質問と答えをもらえればよろしいのではないかと感じました。以上です。
会長	時間の関係は議長の責任です。これはお詫びします。今後とも注意させていただきます。
委員	あと何分かかりますか。まだ仕事も残っているものでして、いないといけないのは重々承知の上ですが、書いてある時間ですと、15時35分となっています。それも考えて、質問も出していただきたいと思うのですが。
会長	分かりました、これも議長の責任です。
委員	あと何分かかりますか。
会長	この議題だと大体4時半です。
委員	それなら、これに4時半と書いてください。
会長	条例の説明にずいぶん時間がかかっているのです。それで少し時間の推測に、そこをきたしたかもしれません。これはお詫びします。
情報・法務担当部長	大変失礼しました。今、会長からお話がありましたように、今回、委員の方も新しい顔ぶれに変わり、初回ということで、議事に制度の説明も入ってきました。今後は時間管理と、それから時間表記については、議事の数だとか、そういうところを見ながら、できるだけ正確にと言いますか、私どもとしても守られるように記述していきたいと思えます。
委員	私は時間は2時からとしか伺っていなかったものですから、大変失礼しました。
会長	時間と議事進行について、今の件はよろしいですか。では、ほかに御質問はありますか。なければ質問を打ち切らせていただきまして、御意見についてはさきほど委員から、「性別」、「生年月日」はいらなかったらやめなさいということだったのですが、ほかに御意見はありますか。
委員	報告第13号、諮問第8号について、意見を付しておきたいと思えます。大事な施策であり、承認はするものですが、相談利用者の就労阻害要因を記載するという、極めて重大な個人情報であります。職歴、学歴、趣味といった、プライバシーのレベルとして比較的高いものから、もう1級上のプライバシ

	<p>一のレベルの高い個人情報です。流出すれば詐欺の対象リストになるなど、悪用を免れないデータです。こうした情報管理を考えても、区職員の能力の向上という点でも、本来なら就労支援というような事業は、区の職員が行うべきだと思いますが、ここはそれを問う場ではないので、改めて受託業者の情報管理には、強く注文をつけるよう指摘して、当諮問を承認します。</p>
会長	<p>ほかに御意見はありますか。ただいまの委員のように、委託業者に対しては情報を適正に管理・監督するということですね。これは当然の話です。</p> <p>それから基本4情報、「氏名」、「生年月日」、「住所」、「性別」は、内面の情報ではなくて、個人を識別する場合の最低限の情報ですから、本審議会でこれはいらないだろう、というのは決めかねますが、いらない場合には、あえて取る必要もありませんので、本審議会では会議録に委員の発言が記録されますので、参考にしていただいて、そしていらない場合には検討するという事で、本審議会では性別、生年月日はいらないということは決定しないようにしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>では、本件の諮問については決定、報告については了承ということにさせていただきます。いかがでしょうか。御異議がなければ、そのように取扱いさせていただきます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。時間が追っていますが、次に報告第14号、報告第15号、諮問大9号から諮問第11号まで、説明をお願いします。</p>
<p>報告第14号、諮問第9号、諮問第10号 報告第15号、諮問第11号</p>	
情報政策課長	<p>報告第14号、諮問第9号、諮問第10号について説明する。 報告第15号、諮問第11号について説明する。</p>
会長	<p>それでは、御質問がございましたらどうぞ。</p>
委員	<p>諮問第9号についてです。近々当区においては、がん検診申込みの電子申請を始めることになっているはずですが、そのデータと今回示されているもののリンクは、どのような形になっているのか教えてください。</p>
健康推進課長	<p>電子申請を、7月16日から開始したところです。電子申請でお申込みいただいた内容についてはデータでいただきますので、そちらは事業の効率化のため受診票を帳票出力するためにこのシステムの中に取り込み、そちらで帳票打ち出しに使います。</p>
委員	<p>そうしますと、その電子申請の分に関しても、今回のこの諮問の対象に含まれているという考え方でよろしいのですか。</p>
健康推進課長	<p>はい。そのようになります。</p>
会長	<p>ほかに御質問ございますか。</p>
委員	<p>諮問第11号についてです。長寿応援ポイントの交換については、御本人が来所することが条件になっていると思うのですが、そのときに御本人がお元気であるとか、もしくは本人であることの確認をどのようにするのでしょうか。</p>

	か。
高齢者在宅支援課長	まず、区役所やゆうゆう館の窓口に来て、御本人確認ということで、免許証等の書類を一緒にお持ちいただきます。またそこで、いろいろ活動内容等の会話をいたしますので、その時点で判断します。また、当然地域活動、ボランティア活動等をしている方々が前提になっておりますので、基本的にはお元気だということで抽出条件に入れました。
委員	そうしますと、長寿応援ポイントの業務に関連して、その方のお元気度、おたっしや度を記録するような項目はありましたか。
高齢者在宅支援課長	特に応援ポイントの中で、そのような御本人様の状況を記録するものはないと伺っております。
会長	ほかに御質問ございますか。
委員	29 ページの健診（検診）・保健指導に関する業務についてお伺いします。がん検診は、結局は本人が申し込まないと駄目だ、ということになりますね。そうしますと、「受診結果を利用したきめ細やかな勧奨業務」というのは、がん検診のほうでも行うのかどうか。受診結果について、32 ページにある「精密検査の状況」などは、医療機関からデータとして入ってくるのかどうかを教えてください。 もう1点は、30 ページの「個人情報の記録の内容」に「近親の既往歴」というのがありますが、近親というのはどの範囲にするのか、近親の既往歴が大変なのは重々承知しておりますが、その辺の考えをお伺いしたいと思います。
健康推進課長	まずがん検診についてですが、国の事業などで一部の対象年齢の方全員に送っているクーポン券の事業もあります。ただ、それ以外について、希望された方に送っている状況ですので、こちらのシステムを使い、例えば今まで受けていない方や特に強化したい年齢の方に送るなど、対象を絞った勧奨ができるようになります。 また医療機関からも、検診後受診票がこちらに来て、精密検査が必要な方などのデータも取り込めますので、その方がその後きちんと受診されているかどうかについても把握できるようになります。 それから、30 ページの「近親の既往歴」は特にがん検診については、そういった家族の中での病歴、例えばがんの既往なども参考情報といいますか問診上必要ということで項目に入っております。
委員	そうしますと、近親というのは御家族ということですか。
健康推進課長	そうですね。近親というのは、聞き方としては御家族でそういった病歴がある方がいますか、というような聞き方になっております。
委員	諮問第9号なのですが、少し理解ができなくて教えていただきたいのですが、29 ページの「事務事業の概要」の【個人情報登録】に「住民基本台帳のデータを記録し、対象者の把握を行うため、個人情報の記録の内容に「住所等異動状況」を追加する」とありますが、この住所等異動状況の追加の理由

	がよく分からないのですが、ということなのですか。
国保年金課長	住所等異動状況ですが、こちらは今まで住民となった人が、住民でなくなったり、また異動の事由、転居などですね、そういったものがなかったものですからそれを追加するものです。
委員	私は、通常の住基データで十分ではないのか、というところから発想しているのですが、これだけでは対象者の把握はできないということですか。
国保年金課長	住基データそのものを今まで使っておりませんでしたので、住基と一緒に入れるということです。
委員	分かりました。
会長	ほかに御質問ございますでしょうか。 では、質問を打ち切りさせていただきます。御意見ございましたらどうぞ。
委員	意見を手短にお話しします。がん検診の受診率あるいは要精検になった人の受診率が、未だに非常に低い状態だと思っております。こういうシステムを入れられたので、是非受診率の向上に努めていただきたいと思えます。
会長	ほかに御意見ございますでしょうか。なければ、報告については了承、諮問については決定というふうに取り扱いさせていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。御異議がなければそのように取り扱いさせていただきます。
	(異議なし)
会長	ありがとうございました。 では、次は報告第 16 号、諮問第 12 号から諮問第 14 号です。一括してお願いします。
報告第 16 号、諮問第 12 号、諮問第 13 号、諮問第 14 号	
情報政策課長	報告第 16 号、諮問第 12 号、諮問第 13 号、諮問第 14 号について説明する。
会長	それでは、御質問がございましたらどうぞ。
委員	緑地を保有する人たちの情報などを、外部委託でシステム構築するということですが、これぐらいだったら職員でもできるのではないかなと思います。これはやはり外部委託にしたほうがいいのだ、という理由を御説明いただければと思います。
みどり公園課長	今回の外部委託については、屋敷林は約 400 か所、農地は 160 か所以上あります。アンケートを取ったり、実際に所有者にヒアリングをするには、時間をかければ職員だけでできると思うのですが、今年度中にまとめるということであると、基礎調査については委託で実施したいということです。
会長	ほかに御質問はございますでしょうか。
委員	39 ページの「個人情報の記録の内容」に「年間農業従事日数」というのを加えるというのですが、これはどういう理由で加えるのでしょうか。
みどり公園課長	年間農業従事日数については、これまで所管課ではなかったため、農地についての情報を全く持っておりませんが、目的外利用をさせていただいて利用しますので、それを入れたということです。

委員	例えば、何時間従事してなければだめだとか、そういう規定はないのですか。
みどり公園課長	そのような規定はありません。農家の方がどれくらい農地を管理されているかというのは、私どもは全く分かっておりませんので、把握をするという意味です。
会長	ほかに御質問ございませんか。ないようですね。 では、御質問を打ち切りさせていただきます。御意見ございますか。御意見もないようですので、報告については了承、諮問については決定とさせていただきますが、いかがでしょうか。御意見がなければ、そのように取り扱いさせていただきます。
	(異議なし)
会長	大分遅れましたが、お陰様で全て御審議をいただきました。それでは区長に答申をいたしたいと思えます。今、案文をお配りしておりますが、私から御説明しますと、御審議いただいた結果、適当であると決定したので答申しますということで一覧表で書いてあります。これでよろしいでしょうか。よろしければこれで区長に渡したいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。
	(答申文手交)
情報・法務担当部長	ありがとうございました。
会長	大分遅れてお叱りいただきましたが、お陰様で無事案件は終了いたしました。あと事務局からあると思えます。
情報政策課長	次回の審議会の日程です。第3回の杉並区情報公開・個人情報審議会は、平成25年10月31日(木)午後2時から、会場は今日と同様6階の第4会議室です。よろしくお願いいたします。以上です。
会長	本日は本当にありがとうございました。初めてで、大変ぶしつけなことを申しましたが、今後、ひとつ御協力賜りまして、区のために貢献できればと思っております。本日はどうもありがとうございました。以上で終了させていただきます。